

7 初参高第 34 号
令和 7 年 12 月 18 日

各都道府県教育委員会高等学校事務担当課長
各指定都市教育委員会高等学校事務担当課長
各都道府県私立高等学校事務担当課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体
株式会社立学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
橋田 裕
(公印省略)

通信制高等学校の生徒が学習等支援施設に通所する場合に
通学定期乗車券等を発売する要件等について（通知）

高等学校通信教育の質の確保・向上については、平素より大変お世話になっております。

学習等支援施設については、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）第 3 条第 1 項第 2 号において、「生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附帯する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力をを行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの」と定められており、卒業に必要な単位の修得に必要な面接指導等を実施する施設ではないものの、一部の学習等支援施設では、多様な背景を有する通信制高等学校の生徒が、卒業に必要な本校での学びを継続する上で、当該生徒にとって必要な相談・支援を行っている実態があるものと認識しています。

このため、令和 8 年度以降における学習等支援施設への通所に対して通学定期乗車券・通学用割引普通回数券（以下「通学定期乗車券等」という。）を発売する要件等について、文部科学省と JR 各社の間において協議を重ね、下記の通り整理をいたしました。

本件の整理に当たっては、設置者や通信制高等学校（本校）、学習等支援施設が、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成 28 年 9 月策定、令和 5 年 2 月一部改訂）などに基づき、その管理運営に必要な事項を遵守していることを前提としており、通学定期乗車券等の発売対象となるためには、下記の要件等を満たす必要があります。なお、通学定期乗車券等の発売に関する具体的な手続き（下記の要件等を満たした学習等支援施設であることの確認方法等）については、決まり次第お知らせします。

都道府県教育委員会高等学校事務担当課においては所管の高等学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会高等学校事務担当課においては所管の高等学校に対して、都道府県私立高等学校事務担当課においては所轄の高等学校及び学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体株式会社立学校事務担当課においては認可した学校設置会社及び高等学校に対して、本通知の周知を図り、通学定期乗車券等の利用を希望する生徒が、通学定期乗車券等の発売対象となる学習等支援施設に通所することができるよう、適切な指導監督をお願いいたします。

記

1 対象となる生徒

通信制高等学校の生徒で、「2 対象となる学習等支援施設の要件等」を満たす学習等支援施設において、進路選択や心身の健康等に係る相談や学習活動等の支援を受けている生徒で、当該生徒の在籍校である通信制高等学校（本校）の校長が、当該相談・支援が当該生徒の将来的な社会的自立を助け、卒業に必要な本校での学びを継続する上で当該生徒にとって適切であると認める生徒。

2 対象となる学習等支援施設の要件等

- (1) 当該施設が学則に定められていること。
- (2) 当該施設に生徒が在籍していること。
- (3) 保護者と当該施設との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (4) 当該施設で進路選択や心身の健康等に係る相談や学習活動等の支援を行っていること。
- (5) 当該施設における相談・支援が個々の生徒にとって適切であるかどうかについて、本校の校長が、その設置者及び当該施設と十分な連携をとって判断していること。
- (6) 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成 28 年 9 月策定、令和 5 年 2 月一部改訂）に示す以下の項目を遵守していること。
 - 当該施設の施設及びその設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
 - 当該施設が本校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときは除く。）を参考して教育上及び安全上支障がないことの確認が行われていること。また、その具体的な確認内容及び確認結果については、適切に保存及び管理すること。
 - 当該施設の施設及び設備が、「教育上及び安全上支障がないものであること」の基準に適合することについて、当該施設を新たに設ける場合に確認を行うとともに、設けた後も当該基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っていること。また、当該施設を設けた後に、当該施設ごとの定員を変更しようとする場合においても、同様に確認を行うこと。
 - 本校の設置者が、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的に当該施設を訪問するなど、適切な連携協力関係が確保されていること。
 - 本校の設置者と当該施設の設置者が異なる場合、両者の間で、その連携協力内容について文書による取り決めを行っていること。
 - 当該施設が本校であると誤解させたり、当該施設の独自の活動等を受講することが本校を卒業するために必ず必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われていないこと。授業料等についても、本校が行う高等学校通信教育に係る授業料と当該施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われていること。
 - 当該施設において、本校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、当該施設が本校であるかのような誤解を招くことのないようにしていること。
 - 当該施設ごとに、教育活動その他の当該施設における連携協力に係る状況について、自己評価の実施・公表がされていること。また、当該評価を行うに当たっては、「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」（平成 28 年 3 月 22 日、文部科学省作成）等を踏まえるとともに、本校による当該施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも 1 年度間に 1 回は行うことを基本とすること。評価を行った際、その結果を本校の設置者に報告し、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。
 - 当該施設の以下の状況についてウェブサイト等で公表されていること。
 - ・定員に関すること。
 - ・当該施設の名称及び位置に関すること。

- ・教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
 - ・入学、退学、転学、休学及び卒業に関するここと（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - ・通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。）に関するここと。
 - ・校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関するここと。
 - ・授業料、入学料その他の費用徴収に関するここと。
 - ・生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するここと。
- 当該施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して本校への入学が決定したかのような説明がなされないようにすること。

3 その他

- ・上記の要件等が満たされていないことが判明した場合には、所轄庁において、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定、令和5年2月一部改訂）などに基づき、適切な管理運営がなされるよう、必ず指導をお願いいたします。
- ・上記の要件等を満たさない学習等支援施設への通所に対して、通学定期乗車券等が発売されることはありませんので、御留意いただきますよう、お願ひいたします。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付振興係

電話：03-5253-4111（内線 3563, 4679）

メール：koukou@mext.go.jp